

総務常任委員会

平成21年9月15日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	紀 良治
西谷 剛周	飯高 昭二	木澤 正男
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	池田 善紀
総 務 課 長	乾 善亮	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	西卷 昭男
同 課 長 補 佐	松岡 洋右	教委総務課長	野崎 一也
教委総務課参事	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	森田 佳子
生涯学習課長	黒崎 益範	生涯学習課係長	平田 政彦
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 紀委員、西谷委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 本委員会の会議録の署名委員を私より指名いたします。

署名委員に紀委員、西谷委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

それでは、レジメに従いまして進めたいと思います。

初めに、1. 継続審査案件について、（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの整備についてであります。

（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事につきましては、工程通りに進めておりまして、進捗率としましては9月14日現在でおよそ74%でございます。現在、本館である展示棟の改修工事では、展示室の特別展示ケースの設置工事を進めております。一方、管理棟新築工事では、瓦葺きによる屋根工事が完了し、特別収蔵庫につきましては、調湿材を使った壁やブナ材の床などの内装工事に取り掛かっております。

また、（仮称）斑鳩町文化財活用センターの愛称選考につきましては、昨日選考会が開催され、応募作品について慎重に審査・選考していただ

きまして、愛称を「斑鳩文化財センター」と決定していただきました。

なお、選考委員会での選定にあたりましては、事前に応募作品を各委員の方々にお配りさせていただいた上で、よいと思われる作品5点を各委員の方々から事前に選定していただき、選考会当日は、これら事前に選定された応募作品により審査していただきました。

また、本日の総務常任委員会終了後、選考結果について、報道機関に対しまして通知するとともに、町ホームページにおいて公表いたしたいと考えております。

次に、前回の当委員会において、(仮称)斑鳩町文化財活用センターの組織や展示計画など運営についてのご意見がございましたが、当センター条例及び当センター条例施行規則等の案について、他の地方公共団体の事例等も参考に、現在取りまとめを進めており、詳細な事項についてはまだ決まっておりませんが、当条例案におきましては、設置目的、名称・愛称及び設置場所、当センターが行う事業、開館時間及び休館日、組織・職員、入館料等、館内での禁止行為、運営委員会などに関する事項について規定することが必要であり、当条例案及び当条例施行規則案につきましては、法令審査会を経て、11月の総務常任委員会におきまして、詳細にご説明をさせていただきたいと考えております。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてであります。前回の総務常任委員会においてご報告いたしました。現在は、塔基壇の旧調査区の調査を進めており、今後はこれらの塔基壇の調査を進めつつ、北側の講堂推定地や西側の回廊の推定地における発掘調査も実施してまいりたいと考えております。その他の事業につきましては、特段ご報告いたしませんこととはございません。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 すいません。斑鳩文化財センターが正式名称に決まったということなんです。参考までに最後5つの候補に絞って検討されたと言いますが、

その5つどんな名前やったんかっていうのは知らせていただけませんか。

生涯学習
課長 各委員ですね、5点ずつ選考になって、その多かったものについては上位6点になったんですけども。5点各委員から選考を願って、10名の委員さまを持ち寄ってやったということで。その中で最終的にはですね、各委員の選考されたもので、多かったものについて中心に選考されました。その6点なんですけども、最後まで残ったというか、多かったものはですね、「斑鳩歴史資料館」というのが1点ございました。それと「斑鳩文化財センター」、それと「斑鳩歴史文化センター」、続いて「斑鳩歴史館」、続いて「斑鳩の里文化財学習館」、続いて「斑鳩の里文化財資料館」、その6点が10名の委員さんから選ばれた中で多かったものでございます。

木澤委員 今聞かせていただくと、歴史という文言が入っていたり、いろんな町民の皆さんから出していただいて、これに決定されたということですので、私は別に異存はないんですけども。今後やはり命名したことで、町民の皆さんにしっかり認識していただけるようになったらいいなというふうに思うんですけども。

あとちょっとまた別になりますけども、里帰り展ですね、国宝を斑鳩に持って帰ってきて里帰り展をすると。それが文化庁ですか、あちらのほうとの交渉によって年1回から2回ということで、以前町長がおっしゃっていたと思うんですけども。どうも2回が難しいのかなというようなこともおっしゃっていたと思うんです。それについての交渉っていうのは、もうはっきり1回しか無理やとか、そういうふうに決まってしまうているんでしょうか。あと、里帰り展をしようと思ったら、費用はどれぐらい発生するのか。その点についてもわかっている範囲で結構ですんで、教えていただけますか。

教育長 里帰り展については、今年3月の分についてはもう決まっております。あと2回っていうのはなかなか文化庁のほうも快諾っていうのは難しい

ということで、その後についてはまだ具体的には出てないんですが、まず3月の実施に向けて行うということでございます。3月に行うのは、馬具を中心にして里帰り展を実施していきたいというふうに考えております。

委員長 費用については。

生涯学習 現在、馬具として出たものの費用なんですけども、70万ぐらいと見
課長 込んでおります。

木澤委員 その時々によって展示するものが変わるので、その時々でまた費用が
変わるってということですね。今、お聞きしたら70万円ということで、
費用対効果の面もあるかと思えますけども、もっとかかるのかなという
ふうには思っていたんですが。なかなか文化庁のほうも貸し出しって
いうか、返してくれるってということも難しいのかなと。そこの交渉もある
のかなと思えますですけども、できたらそれぐらいの費用でできるんで
したら、なんとか、交渉してがんばっていただいて、やっぱり2回ぐら
いできたら。せっかくだからつくるものですからね。季節ごとにイベントも考
えていただいていると以前答弁もいただいていますけれども、できるだ
けやっぱり本物を見ていただくということで、今後も交渉をがんばって
いただきたいなというふうに思いますので、お願いしておきます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 今、70万円ぐらいとお話お聞きしたんですけども。これは、運送
代とか警備代とかも入れての金額なんでしょうか。

生涯学習 運送代、警備代、保険代等入っております。
課長

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項について、(1) 議案第33号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政課長 議案第33号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)のうち総務常任委員会が所管されます予算補正につきまして、ご説明させていただきます。

本予算補正は全回の委員会でご説明させていただきました内容と同様でございますが、補正予算書によりまして簡単にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の補正の主な内容につきましては、国の経済危機対策によりまして第一次補正予算により、新たに創設されました地域活性化・経済危機対策臨時交付金や地域活性化公共投資臨時交付金を活用するとともに、安全・安心な学校づくり交付金や新学習指導要領教材整備補助金等の国庫補助金の活用を行う補正が主なものとなっております。

恐れ入りますが、補正予算書の11ページをお開きいただけますでしょうか。まず歳入からご説明させていただきます。はじめに第9款、地方特例交付金 第1項 地方特例交付金、第1目 地方特例交付金で、平成21年度の交付額の決定によりまして、児童手当特例交付金、減収補てん特例交付金、減税補てん特例交付金を合わせまして1,037万9千円の減額。また第2項 特別交付金では、同じく今年度の交付額の決定によりまして32万円の増額補正をお願いするものであります。

次に12ページをお開きいただけますでしょうか。第10款 地方交

付税、第1項 地方交付税では、同じく交付額の決定によりまして、1億5,940万6千円の増額補正をお願いしております。

次に12ページから13ページにかけての第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、まず13ページでございますが、第4項 教育費国庫補助金では、第1節の小学校費補助金では、校舎耐震補強工事や地上デジタル放送の受信のため、安全・安心な学校づくり交付金5,689万3千円の追加補正。また新学習指導要領教材整備補助金が増額されましたことから162万5千円の増額補正。また、学校内のICT環境の整備のため創設されました学校情報通信技術環境整備事業費補助金1,371万2千円の追加補正を、合わせまして7,223万円の補正をお願いしているものであります。次に第2節 中学校費補助金では、小学校費と同様に合わせまして6,440万4千円の補正を。また幼稚園費補助金でも、同じく合わせまして215万7千円の補正を。次に第4節の社会教育費補助金でも、同じく合わせまして68万9千円の追加補正をお願いするものであります。次に、第5目 総務費国庫補助金では、国の経済危機対策によりまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金が交付されますことから、合わせまして1億6,382万1千円の追加補正をお願いするものであります。

次に14ページをお開きいただけますでしょうか。国庫支出金のなかの第3項 国庫委託金でございます。第1目 総務費国庫委託金では、投票人名簿システム構築交付金としまして315万円の追加補正を。また、第17款 寄附金では、ふるさと納税でご寄附がありましたことから、教育費寄附金、福祉費寄附金、次の15ページにあります都市計画費寄附金、合わせまして130万円の増額及び追加補正をお願いしております。

次に、第19款 繰越金では、平成20年度会計の余剰金の確定によりまして、2億6,656万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債では、第3目にあります土木債で、今年度の起債同意額の確定によりまして、JR法隆寺駅周辺整備事業債460万円

の増額補正を。また第4目の教育債では、学校校舎耐震補強工事の財源措置としまして、学校教育施設等整備事業債8,310万円の増額補正を。次に16ページをお開きいただけますでしょうか。第5目の臨時財政対策債では、今年度の発行額が確定しましたことから臨時財政対策債40万円の減額補正をお願いしております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。はじめに17ページでございます。第1款 議会費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして議会棟の地上デジタル放送対策のために備品購入費67万2千円の追加補正を。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目の一般管理費で、同交付金の活用によりまして、公用車の更新及び本庁舎等の地上デジタル放送対策のため、備品購入費等合わせまして637万4千円の追加補正をお願いするものであります。次に18ページを開きいただけますでしょうか。第2目の文書広報費におきまして、同交付金の活用によりまして、ホームページのリニューアルを行うため、委託料として所要額460万円の追加補正を。第3目 財政管理費では、ふるさと納税のお礼のための報償費6万円の増額補正を。第6目 企画費では、同交付金の活用によりまして、役場会議室、北庁舎会議室のインターネット用LAN配線や、マスコットキャラクター「パゴちゃん」の着ぐるみの制作及び文化振興センターの地上デジタル放送対策のため、委託料等合わせまして366万1千円の追加補正をお願いするものであります。

次に19ページでございます。第2項 徴税费、第2目 賦課徴収費では、同交付金の活用によりまして、税務課・窓口用端末の設置のため、備品購入費45万円の追加補正を。また、法人町民税におきまして、精算還付が生じますことから、償還金利子及び割引料860万円の増額補正を。次に第4項でございます。選挙費、第1目 選挙管理委員会費では、歳入のところで申し上げましたとおり、国民投票の投票人名簿システム構築のため、委託料315万円の追加補正をお願いしております。

次に20ページをお開きいただけますでしょうか。第3款 民生費、第1項 社会福祉総務費では、第1目の社会福祉総務費で、歳入のとこ

ろでも申し上げましたとおり福祉費寄附金の福祉基金への積立金としまして100万円の補正をお願いするものであります。

次に27ページをお開きいただけますでしょうか。第8款 消防費でございます。第1項 消防費では、第3目の消防施設費で、同交付金の活用によりまして、消防施設の地上デジタル放送対策のため、備品購入費等合わせまして99万円の追加補正を。次に28ページをお開きいただけますでしょうか。第5目の災害対策費では、同交付金の活用によりまして、避難所施設の充実及び災害時救助工具の整備のため、工事請負費等合わせまして1,920万円の追加補正をお願いしております。

次に第9款でございます。教育費、第1項の教育総務費、第2目の事務局費で、同交付金の活用により、公用車の更新を行うため、備品購入費等合わせまして180万円の追加補正を。次に29ページでございます。第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、斑鳩小学校本館東棟、斑鳩西小学校本館東棟の耐震補強工事及び斑鳩東小学校耐震二次診断のため、工事請負費等を合わせまして1億80万円の追加補正を。次に29ページから30ページにかけてでございますが、第2目の教育振興費では、学校内の情報ネットワーク整備や地上デジタル放送対策及び新学習指導要領に対する理科教材の整備のため、備品購入費等合わせまして3,564万2千円の増額及び追加補正をお願いしております。次に30ページをお開きいただけますでしょうか。第3項 中学校費、第1目 学校管理費では、斑鳩中学校北館西棟及び体育館の耐震補強工事のため、工事請負費等合わせまして8,100万円の増額補正を。次に第2目の教育振興費では、小学校と同様の理由によりまして6,782万7千円の増額及び追加補正を。次に31ページでございます。第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費では、地上デジタル放送対策工事のため、備品購入費等合わせまして679万9千円の追加補正をお願いしております。次に、第5項の社会教育費、第2目 公民館費では、老朽化しております設備機器の更新や施設予約システム等のパソコン等整備、地上デジタル放送対策のため、備品購入費等合わせまして647万円の追加補正をお願いするものであります。次に32ページをお開きいただけますでしょうか。

第4目の文化財保存費では、歳入のところで申しあげました教育費寄附金の「斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金」への積立て23万円をお願いするものであります。次に第6目の図書館管理運営費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用によりまして、いかるがホール2階の藤ノ木古墳資料室を、法隆寺・聖徳太子を中心とする歴史資料室の整備、また公用車の購入のため、備品購入費等合わせまして1,666万2千円の追加補正を。次に33ページでございますが、第7目の(仮称)文化財活用センター管理運営費では、同交付金の活用によりまして、地上デジタル放送対策やパソコンの整備のため、備品購入費175万4千円の追加補正をお願いしております。次に第6項の保健体育費、第4目町民プール運営費では、同交付金の活用によりまして、町民プールのタッチマットの取替工事のため、工事請負費200万円の追加補正を。次に34ページをお開きいただけますでしょうか。第5目のすこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、中央体育管のアリーナ屋根断熱塗装や床補修及び施設予約システムのパソコン等の整備、地上デジタル放送対策のため、工事請負費等合わせまして1,838万2千円の追加補正をお願いしております。

最後に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源3億5,277万1千円を留保することといたしております。

恐れ入りますが、6ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表繰越明許費でございます。本補正予算では、本年度会計において予算の執行を見込めない事業がありますことから、繰越明許費としまして、まず斑鳩小学校耐震補強事業で1億80万円、次に中学校校舎耐震補強事業で8,100万円を予算計上しております。

また次の7ページの第3表 地方債補正についてでございますが、歳入のところで申しあげました町債ですが、まずJR法隆寺駅周辺整備事業では460万円の増額補正を行いますことから補正後限度額を4,630万円に。また、学校教育施設等整備事業では8,310万円の増額補正を行いますことから、補正後限度額を1億380万円に。また臨時財政対策では40万円の減額補正を行いますことから補正後限度額を4

億1,500万円に、それぞれ変更するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第33号 平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)、本委員会が所管されます予算補正のご説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 小学校・中学校のところの教材用備品増で、これ学習指導要領の教材の分だと思うんですけれども。国庫補助これ見ると、半分、国庫補助がついたのかなというふうに思うんですけれども。もともとの考え方と今回増になった理由とちょっとお聞きできますかね。

教委総務課長 以前につきましては、9月補正をするまでにつきましては国庫補助2分の1ということでした。今回、経済対策の分で交付税算入ということになりましたので、満額補助がつくということで、それで増額ということになったというものでございます。

木澤委員 わかりました。どういう部分で経済対策の適用になったのかというのはちょっとよく分かりませんが、100%補助になったということで理解しておきたいと思います。あと、公民館費のところ、湯沸し器の取替えというのがありますけれども、これも経済対策が出たからこういうことになったんでしょうかね。そうか、必要やから交換すると、もう古くなったとか、そういうことなんですかね。

生涯学習課長 公民館の修繕につきましては、年次計画をたてて執行する予定でございましたが、今回、経済対策が出ましたので、これを活用して、今年やっていくということで組みました。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 町民プールですねけど、確か今年も改修というか、修繕ていいますか、してもらったと思うんですけれども。ここにタッチマットというの書いていますねけど、これはどんな工事になるわけですか。

生涯学習
課長 町民プールのタッチマットなんですけれども、更衣室とか、通路のほうに敷く抗菌の防水マットなんですけれども、その取替えを考えております。

伴委員 今年もやってくれはったのに、よく似ていると思うんですけれども。そのへんまたよく分からないんですが、よろしくお願いします。

生涯学習
課長 今年、プールのほうの修理なんですけれども、塗装の関係とか、濾材の関係なんですけれども、それを今年ですね、修繕工事ということで行いました。この抗菌マットについては、この緊急経済対策を活用して行っていくということで考えております。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について、当委員会として報告を受けたということで終わります。

次に、（2）町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習
課長 町民プールの利用状況について、ご報告させていただきます。はじめに、本年も町民プールの運営に対しましては、平成9年8月8日に発生いたしました痛ましい事故を教訓に、利用者に事故がないよう、安全に

ご利用いただくため、施設の管理・運営に努めたところがございます。

また、町民プールにおきましては、衛生上等の観点から、原則として飲食を禁止いたしておりましたが、水分補給のための飲料水の摂取につきましては、今年度から指定場所を設けたところであります。

それでは、お手元にお配りいたしております資料1「町民プール運営状況総括表」をご覧ください。はじめに、1ページ「① 平成21年度町民プール入場者数」についてであります。入場者数の合計は6,650人で、大人2,297人、34.5%、小人4,353人、65.5%の利用となっております。次に、2ページをご覧ください、「② 利用者の推移」であります。過去5ヶ年間の利用者の推移を示しておりますが、昨年と比較いたしますと、合計で53人の減という状況になっております。次に「③ 維持管理費の推移」をご覧ください。プール施設の修繕等がない場合、650万円程度でございますが、本年度は、開館にあたり、プール管理棟の北側部分から東側部分にかけての壁面の塗替工事、また濾過器内の濾材の入替工事や、流水プールの起流ポンプの修理等を行いました。次に3ページをご覧ください。「④ 入場者1人当たりに係る経費の推移」をご覧ください。各年度ごとに施設の維持管理に係る経費を利用者数で除した数字であります。次に「⑤ 入場料の推移」をご覧ください。過去5ヶ年間の入場料総額の推移を示しております。なお入場料でございますが、大人350円、子ども100円でございます。続きまして4ページをご覧ください。「⑥ 天候の推移」であります。過去5ヶ年間の天候の推移を示しております。なお本年度は、7月に曇りが続きましたことから、入場者につきましては7月末で約600人程度前年度を下回ってございましたが、8月に入りましてから晴天が多く、水温も上昇してきたことなどから入場者数も増え、最終的には53人の減という結果でございました。

資料のご説明は以上であります。町民プール利用者の健康増進等を期待するとともに、利用者の拡大を図るため、本年度も8月2日に「スイミングフェスティバル」を計画しておりましたが、警報発令により中止となりました。また、小学生を対象とした水泳教室を8月20日から

8月26日までの平日で5日間開催いたしましたところ、延べ145名の参加がありました。

今後も、町民プール利用者の安全を確保するとともに、住民皆様が遊泳等を楽しみながら、また健康増進の場として、来年度の開館に向け、水泳教室の期間の延長や、また、水に親しみながら親子の交流を深めていただく場として、子どもから高齢者まで家族でご参加いただけるようなイベントなどについて、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、町民プールの利用状況の報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。町民プールの利用状況について、当委員会として報告を受けたということで終わります。

他に理事者の方からなにか報告しておくことはございませんか。

乾総務課長。

総務課長 総務課のほうから2点ございますので、よろしく願いいたします。まず、1点目でございます。

去る7月11日の午前9時ごろでございますが、目安2丁目3番先の県道大和高田斑鳩線の歩道の草刈作業を町職員で行っていましたが、草刈機が跳ねた小石が県道を通行していた車の助手席側後部の窓ガラスを直撃し破損させてしまいました。今回のこの損害に対しまして、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険を適用いたしまして、窓ガラスの修理代、約3万円でございますけれども、これを賠償したいと考えております。相手方の車の所有者との示談書を取り交わすことができましたならば、損害賠償の額の決定及びに一般会計の補正予算につきまして、議決をいただきたいと考えておりますが、示談を取り交わす時

期によりましては、専決処分に対応させていただきたいと考えておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。1点目の報告は以上でございます。

委員長 　ただ今のご報告について、何か質疑はございませんか。
木澤委員。

木澤委員 　相手の方にケガ等はなかったのですか。

総務課長 　ケガ等はありません。車の窓ガラスの破損だけでございました。

委員長 　他にございませんか。

（　　な　　し　　）

委員長 　それでは2点目の報告をお願いします。　乾総務課長。

総務課長 　2点目でございます。平成19年2月の公職選挙法の改正によりまして、町長の選挙におきまして、選挙運動用ビラ、これは5千枚ですけれども、頒布できるようになりましたが、このビラには町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができないこととなっております。当町の現行の公職選挙法令執行規程の中には証紙の交付にかかる規定がございませんことから、この規程の一部改正ということで、証紙の交付にかかる規定を設けるとい改正を行いたいと考えておりますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

委員長 　ただ今のご報告について、何か質疑はございませんか。
西谷委員。

西谷委員 　5千枚について、選挙期間中で配るといこといいわけですか。

総務課長 立候補の届け出の際に証紙を交付させていただくことになるわけですが、けれども、事前にビラの内容につきましては、選挙管理委員会のほうに、事前に提出をしていただいてという形にはなりません。正式には、立候補の届け出のときに証紙を交付させていただいて、選挙運動期間中に証紙を貼ったものを配布していただくという形になります。

西谷委員 事前に選管に出すというのは、具体的にいつごろで、その、例えば、書いたものをいちいち点検されるのか。そのへんのところはどうなんですか。

総務課長 出していただく時期につきましては、立候補の事前審査というのがございますので、そのときに事前にこういうのを出すという予定でお出しいただくということがございますので。まあ大きさとかいうのが決まっておりますので、その大きさが超えていないかという形で審査をさせていただきますもので、内容については審査はございません。以上でございます。

西谷委員 ちなみにビラの大きさってというのは、A4とか決まっているんですか。

総務課長 A4判ということで決まっております。

委員長 このことについては、説明会の際に説明されるんですね。

総務課長 はい。この9月18日に立候補予定者説明会がございます。その折にももちろん説明させていただきますので、いうことでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 理事者側、他にご報告することは。 野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 教育委員会のほうから1点だけご報告させていただきます。インフルエンザ感染によります学級閉鎖の状況ということでご報告させていただきますと思います。斑鳩南中学校の2年3組が、9月3日（木）から7日（月）までの5日間、学級閉鎖いたしましたところでございます。9月2日に在籍生徒の34人中3人がインフルエンザ様症状の診断の報告がされまして、学校医の指示を受ける中で、翌日の3日から7日までの5日間の学級閉鎖をいたしましたところでございます。それ以後、9月7日以降の学級閉鎖についてはございません。今のところ小康状態ということでございます。以上、報告を終わります。

委員長 ただ今の報告について、質疑等ございませんか。

（ な し ）

委員長 ないようですので、それでは次に、3. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 ちょっとお尋ねしたいんですが、いかるがホールで出てるイベントのご案内っていうのがあるんですが、これはそもそもどういう目的で出されてるのかということ、まず1点お聞きしたいんですが。

総務部長 いかるがホールのほうで、町が行う行事とか、ホールが行う行事とか、また利用される方のご案内をされておるということで理解をいたしております。

西谷委員 それではですね、実際にイベントっていうのは広くこの会場を使われる方が、住民に周知徹底するひとつのPRの機会だと思うんですが、こ

の中で私も先日いかるがホールでコンサートやったんですが、非常に好評で立ち見できるぐらいだったんですが。実際この中で、8月・9月のイベントの中で、私の町政報告会のご案内っていうのがこの中で載っていて、それで9月には載っていなかったものですから、多くの住民の人から「ええ、もう中止されたんですか」という問い合わせが相当きました。実際、このイベント案内周知することについて、載せる、載せへんをどういう基準で決められているんですか。そのへん、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

副町長 財団の副理事長として答弁をさせていただきたいと思います。この基準なんですけど、これも書いてますように、ステージアラルカルト、そしてイベントの名称ということですから、これを訳すれば催し物、またはお祭り等の情報を伝えるという目的で、このステージアラルカルトを撒いていると、こういうことをございます。

西谷委員 実はね、今の副町長の話からすると、文化っていうのは顔や言葉が違うようにそれぞれが違う。そういうのも含めて文化やということになるかと思うんですが。私も、なぜ載らないんですかと、私相当あちこちから電話でいちいちその度に、いや行いますよということを町民に知られていく中で、なぜ載らないんやっていったら、文化活動以外は載せないんですっていうのが最初の担当の回答でした。そこで、文化活動とは何なのかという定義と、なぜ載らなかった8月・9月に載って、肝心の9月・10月のところに載らへんのは、抜いた理由は何かっていうことを文書で出してくれっていうことを言ったんですが、一向に未だに出てきません。そこで抜けたんやったら、それと責任者がわざわざ家まで来て、申し訳なかったって言うんですが、今の私の質問にも答えてもらえなかって。ただただ、私の指導不足でっていうことで、指導不足なんて私聞いているわけやなくて。やっぱり町民の方にもこういうイベントがあったらどういう訳で載らへんかったっていうのは是非聞いといてほしいと。そやないと、私らたまたま電話して、本人さんから聞いて町政報告会や

られるっていうのはわかったけども、これ見てはる人はもう中止しはったんやということで多く知れてるやろうと。なぜこういうことをされるのかということについて、明確に、委員会でも聞いといてほしいということがありましたんで、今ちょっと聞かせてもらってるんですが。その中で気になったのは、最初は文化活動以外は載せないということで答えがなかったが、次には「内規で決まりましたん」って言われましたから。内規がいつ決まって、どういうメンバーでまず内規を決められたのか。それと内規を突然決めはるわけですから、当然そのためにはその前段のアクションとして、誰かがこういうことについてどうなんかっていう問題定義とかいろんなことがあったと思うんですが、それはいつ頃誰からどういうことが出て、それを受けて内規でどういうメンバーでされたんかっていうことも聞いたんですが、それもうやむやで一切回答されないんですね。そのへんのところ、当然、副町長もご存知やと思うんで、その辺のところ住民の皆さんにわかるような形で説明していただけますか。

副町長

この件につきましては、財団の野口事務局長から報告はいただきました。野口事務局長の報告では、まず8月・9月のステージアラカルトに「西谷剛周町政報告会」ということが記載されているのに、なぜ9月・10月のステージアラカルトには記載されないかということで、非常にご立腹をされたということ。これについては、野口事務局長が西谷議員に直接その理由を説明したということでございます。ただ、今も言わはるように曖昧な説明だったと思うんですが、基準というのは現在持っておりません。ただ、今私言いましたように、やはりこのステージアラカルトに記載する内容については、やっぱり文化的なものが主に記載すべきのものであると、このように思います。従って文化的と思われぬものについては、これは別に削除しても問題ない。ただ、今、西谷委員がおっしゃるように、まずは8月・9月の時に、このステージアラカルトに記載する時も、十分慎重に考えなければならなかったんちゃうかというように、今反省をしておるわけでございますけれども。西谷委員のおっしゃるように、いろんな方から中止をされたかというような報告もあ

ったことに対しては、申し訳ないとこのように思います。

西谷委員

文化活動って副町長がいわれましたが、載せる、載せへんっていうのは、今言われたようにそういう基準にされるんやったら、その基準を明確にせないかんと思うんですね。具体的にね、この文化活動そのものを行政で線引きするっていうのは不可能やと思うんです。そしたら少なくとも、皆、いかるがホールただで使うわけやないから、ただこの金を払って使用されるわけですから、当然そのイベントの中には私は内容の如何を問わず、私はこれは載せるべきやと思います。それが一番公平な方法やと思いますし、町長も9月のこの19日に町政報告会されるわけですからね、そういうの全部載せたらいいんです。皆見はって、実際いろんな催し物する人間っていったら、いかに人に来ていただくかっていうのが目的で、いろいろ苦勞しながらPR活動するわけですから、その中では当然、私はいかるがホールで使用者からお金を貰ってされるんやったら、すべての人に、せめてこれぐらいの中へ入れてPRして、たくさん人に来ていただけるような配慮は私はすべきやと思います。まあこれ以上言っても文化活動そのものの定義づけっていうのは不可能ですから。私は、すべてここで、いかるがホールを利用される方については、原則載せるべきやというふうに思います。答弁はもう結構です。

副町長

確かにおっしゃるようにね、文化とは非常に難しい、まあ政治活動が文化って言われれば一般的には文化であろうと言えらると思います。ただ、このいかるがホールのいわゆる事業の目的は、あくまでも文化発信の拠点ですから、それから考えれば、私は政治活動的なものを、このステージラカルトに載せることはいかがなものかと思えます。ただ、これを使っただけだと、貸館するという点に関しては何ら問題ありませんから、当然貸してあります。そういうことで、仮にいろんな問題がおこれば、当初は貸しててもですね、町としてその不許可をする場合もございますが。そういうことも含めてですね、やはり私はこれからのイベントインフォメーションについては、政治的なものを情報提供するということは、

いかなものかと思っています。ただ、そのようなものについては他の方法でしていただいたらどうかと、このように思います。

西谷委員　あのね、副町長、それぐらい言わはんのやったら、最初に申し込みした時に政治活動についてはイベントのご案内載せられませんかね、そういうことははっきり言うべきやし。それで、実際それが地方の時代やとか、もうちょっと情報公開という中では、できるだけ逆に言うたら、住民とかあるいは国民がそういう政治に関心をもっていただく、そういうやっぱり中では、私は今の副町長の流れっていうのは逆行してるんやないか。もっとやっぱり広くいろんな人が、逆にいったら、文化活動ですから文化も政治も含めて、私はある意味では文化は何のために文化活動してるのか。日常の生活から違う次元の、ほっとして音楽を聴いたり、雅楽を楽しんだりっていう、通常的生活とは違う異質の空間を求める、異質の時間を求めるっていうのは、このひとつの音楽観賞とかいろんな部分やと思うんですよね。そしたら、政治も含めて、その中で普段何気ない生活をしている中で、もっと自分の生活の内容を知りたいという中でされるイベントについては、私はすべて情報の発信っていうのは、音楽や特定の演劇やとかそういうことだけが文化やのうて、もっと文化っていうのは幅広いもんやし。それこそ住民に文化の情報の発信の基地や言うんやったら、私はもっともっと門戸を私は広げて、積極的にすべきやというふうに思います。これは平行線になりますから言いませんが、私としては非常にこういうことをして、結果的には、主宰している人間が非常に迷惑をかけて、電話の対応に追われなあかんということについては、非常に私は不満やし非常に失礼なやり方やと。どうしても、これするんやったらね、せめてする前に声ぐらいかけてね、どうですかとか。突然ぱっと見たら、あれ、なんぼ見てもないなっていう感じの、こんな失礼なやり方、私はないなと思いますから。せめて、やっぱりこの件について、これ以上は言いませんが、ただ少なくともどういうことでこんななったっていうことについては、もうちょっと野口事務局長からですね、誰が申し出があって、そういうこと気付いてやめたんか、それと

内規を作ったって言われるんですが、その内規はいつごろにどういうメンバーでつくったのかだけは議会の最終日までにはちょっと報告をお願いしたいと思います。

副町長 私、先ほど内規はありませんと、基準はありませんと言ってますから、内規はありません。ただ私としては専決事項の、この分は決裁事項としては、財団の野口事務局長でございますから、十分、野口事務局長に西谷委員が指摘されたことを、きちっとした形で判断してください、そういう指導力不足では具合悪いというようなことで注意をしていきたいと思えます。

西谷委員 今回の副町長の話ですと、だから私が聞いた時に言われた「内規があつて」ということについては、私に、要は、うその回答をされたという解釈でいいんですね。

副町長 私、はっきり西谷委員に野口事務局長が話していることがわかりませんから、その点どうやこうやということは言えません。

西谷委員 結構です。

町長 まあ、西谷委員さんはそういう形で話されてますけども、この経緯っていうのは私が聞いている範囲では、最初に申し込まれた方が、9月23日に小ホールをお貸しいただきたいということで、こういう催しをしたんだということで、お金も全部払われたと。あと西谷議員がお見えになって、奥さんと。そしてまあ9月の13日に催しを大ホールでするんだということで、小ホールのキャンセルということでお金を大ホールのほうへ充ててくれということをおっしゃった経緯がございます。その中では、規約等においてはキャンセルできませんと、だからお金は23日の分はいただきますということで、だいぶん担当ともめたようでございますけれども。しかし、斑鳩町はこのホールの規約がございますから、

そういう点で、今度、町政報告会をするというふうに改めてなったよう
でございますけども。そりゃ今おっしゃっているように政治活動がどう
かとか、いろんな問題等ございます。私は西谷委員も一般質問でも聞いて
ますと、特に平成9年の9月9日にオープンしてからは、「We l
o v e いかるが」っていうのは何回かされたようでございますけれど
も、その後ほとんどされてない、これが最後やということでございます
けれども。過去の委員会か何か本会議の時でしたか、ホールの催し物
の中で言いますと、ホールはわしは何回か使ったけれども、なかなかそう
いう満席にならんし、あるいはこういうふうなペイになることはなかな
か難しいと、私も何回かそういう経験をしたという質問もされたことも、
私は覚えております。そういった中で、私は、そういう点については政
治活動やから、当然そういうことは当たり前のことですから、何もそう
いうことが今、副町長が申されたように、そういう点については町とし
てもそれを載せてしまったというところに問題があるわけですから、今後
そういう点については十分に注意をし、検討していく必要は多分あろう
と思っています。

西谷委員 私がどんな経緯で町政報告会の会場をとったという、そういうことを
答えてもらおうとは思ってないし、まあそういうところはすべて町長の
ところへ入るんやなっていうのは改めて感じましたけども。やっぱり、
私自身は端から見て、住民にとってわかりやすい、やっぱり、こういう
イベントとか行う場合にはしてほしいし、分かりやすい対応ですね。誰
が行っても同じような対応で、私はしてほしいというふうに思います。
今のいみじくも町長は逆に8月・9月に載せたことがいかんような形で
言われてますが、実際どうなんなかっていうことについては、これから
も自分自身で、こういうことがあったということについてはPRしてい
きたいと思います。これで結構です。

委員長 6月の定例会で、文化振興財団が、研修室等の利用率を上げるために
頑張っていきたいというふうなご報告をいただいたと思いますけれども、

利用率を上げるためにはどのようにしたらいいかということは、理事会および評議員会で十分に検討していただきたいと思います。当委員会としてはそういうことで終了したいと思います。

他に皆さん、何かご意見ございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょっと確認しておきたいんですけど。夏休み中の中学校の耐震の工事はちゃんと8月中に終わったような格好になっているのでしょうか。

教委総務 斑鳩中学校本館西棟耐震補強工事につきましては、先の6月議会で議決をいただき、6月22日から8月27日の工期で工事を進めてまいりました。学校での実際の工事は夏休み期間に入りました7月18日から始まり、そして8月4日には、ブレス設置及び柱増し打ちにかかる一部工事にかかったことから、町の間接検査を受けました。その時には書類の整理に一部指摘を受けております。その後、ブレス設置及び柱増し打ちが行われ、内装及びサッシ、電気設備等補修工事が8月27日の工期に完了いたしました。8月28日に町の完了検査を受け、一部書類整理や鉄骨ブレスの塗装や塗装むらやペンキの付着、またブレス設置と腰壁の隙間のコーキングの補修などの指摘があり、29・30日で補修を完了し、31日に補修の確認を検査員にさせていただいております。それで完了しているという状況でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他になければ、私から2点だけお諮りしたいと思います。

まず、継続審査案件についてでございますが、お手元にお配りしております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますようお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、先の委員会終了後にご希望があれば副委員長に申し出ていただきたい旨申し上げておりましたが、委員より、文化財活用センターの運営について、また防災施策等についての視察のご希望をお聞きをいたしました。副委員長ともご相談させていただき、できるだけ委員皆さんのご希望に添うような視察先を検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

まず、豊岡市については、委員皆さんもご存知のように平成16年10月、台風23号により円山川が氾濫し、大きな被害を受けたところです。被災以降、水害対策について、積極的かつ先進的な取り組みをされており、また全国に防災・減災・復旧のノウハウを発信されております。また、文化財関係では、但馬国府・国分寺館を博物館として運営されており、さまざまな企画展も実施されているところです。

朝来市については、史跡茶すり山古墳ガイド施設として、「古代あさご館」を平成18年7月に開館され、運営されております。また現在、史跡茶すり山古墳の古墳公園化を進められており、平成22年4月の整備完了を目指して事業を進められております。そのようなことから、今回、当委員会として、視察研修するにふさわしい視察先として選定をさせていただきました。

視察日については、10月26日(月)から10月27日(火)で、26日朝に斑鳩町を出発しまして、午後から豊岡市を視察し、視察後、豊岡市内で宿泊、翌朝、朝来市の視察を実施したいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただ今申し上げましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布いたしております先進地視察計画書のとおり実施したいと思っておりますが、

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、先進地視察計画書につき、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午前10時05分 終了)